

『チケット不正転売禁止法』が6月スタート！

チケットの高額転売はなぜダメなの？

人気の音楽コンサートや演劇、スポーツなどのチケットを業者や個人が買占め、オークションやチケット転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する「高額転売」により、チケットを本当に求めている人が入手しづらい状況が発生しています。その理由のひとつに、いわゆる「転売ヤー(転売屋)」と呼ばれる業者や個人の存在です。希少価値の高いチケットを転売目的で大量に購入し、オークションサイトなどを利用して高額で販売します。この転売行為は、興行主や出演者には何の利益もなく、また、本当に必要としている消費者にとって大きな負担となります。

チケット不正転売禁止法で何が変わるの？

これまでのチケット転売は、「ダフ屋行為」として各都道府県の迷惑防止条例で取り締られてきました。「ダフ屋行為」とは、転売する目的でチケット購入したり、会場周辺でチケットを転売したりすることです。近年は、インターネット上においても誰かが容易にチケットを転売できるようになりましたが、この6月からスタートした『チケット不正転売禁止法』は「ダフ屋行為」に加え、インターネット上でのチケットの不当な転売等も対象となります。

禁止される行為は？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定興業入場券(チケット)を不正転売すること ・ 特定興業入場券(チケット)の不正転売を目的として、譲り受けること
「特定興業入場券」とは	不特定また多数の者に販売され、かつ、次の要件に該当するチケット (※日本国内において行われるもの) ① 販売に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁ずる旨を明示し、その旨が券面に記載されていること ② 興業の日時・場所・座席(または入場資格者)が指定されたチケット ③ 例えば座席指定の場合、購入者名と連絡先(電話番号やメールアドレス等)を確認する措置が講じられ、その旨が記載されているチケット
違反したときの罰則は？	1年以下の懲役もしくは、100万円以下の罰金または、その両方

チケットの転売は、業者だけでなく、個人であっても、反復継続の意思を持って、販売価格を超える価格で転売が行われていれば、「不正転売」に該当し、罰則の対象です。

岐阜 輪ノ子 ピアノソロ公演

20××年 7月7日(日)
 11:30 開場 12:00 開演
 県立音楽劇場 5列27番
 5,000円(税込) 主催:〇〇イベント

※主催者の同意なく、有償で譲渡することは禁止します。この入場券は、購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです。

5列27番

20××年
 7月7日(日)
 12:00 開演

5,000円(税込)

消費者の注意点

- ・ チケットの転売を禁じている場合、転売されたチケットは無効とされ、入場できない場合があります。
- ・ 余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときは、興行主の正規(公式)リセールサイトなど、定価で売買できる正規(公式)のルートを利用しましょう。
- ・ チケットの価格だけでなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関することをきちんと確認しましょう。転売サイトの取引は通信販売となるため、基本的にクーリングオフは適用されません。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催も、『チケット不正転売禁止法』によって違法な転売をなくし、消費者の皆さんが正規の価格で観戦できるよう期待します。

[平成31年4月政府広報オンライン公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎188